掲 載 記 事 の 要 旨

特集：外国人問題

【アメリカ】米国における就労目的の外国人の受入れと規制

非合法移民の合法化や出稼ぎ労働者のためのビザを新設することを内容としたブッシュ大統領提案の「一時的労働者プログラム」の法制化をめぐり、連邦議会での議論が紛糾している。そこでは、既存の外国人労働者受入制度全般に関する改革についてもあわせて議論されている。

【イギリス】連合王国市民権の獲得－試験と忠誠の誓い

2001年夏にイングランド北西部で発生した人種暴動を契機に、イギリス政府は従来の多文化主義的路線を修正し、移民の主流社会への統合を強化する政策を出すようになった。その一環が市民権獲得の条件として言語能力及びイギリスに関する知識の試験を課し、イギリスに対する忠誠を誓わせることである。本稿では、「2002年国籍、移民及び庇護法」によって導入されたこれらの試験や宣誓の制度の概要を紹介する。

【ロシア】ロシアの新しい移民政策と外国人問題

人口減少と大量の不法移民に悩むロシアは、移民政策の転換を図っている。在外同胞のロシアへの移住を支援するプログラムが策定されたほか、外国人登録を従来の許可制から申告制へと「自由化」する法律が制定された。こうした措置により、外国人労働者が大量に流入することが予想されるが、他方で、政府は、外国人労働者を一部の分野から排除することを決定し、グルジア移民の本国送還などの措置もとっている。

【韓国】韓国の外国人労働者政策と関連法制

韓国では、外国人労働者の受入れが大きな課題となっている。「産業研修制度」による各種社会問題の勃発や不法就労者の爆発的増加を経て、2004年８月、「外国人労働者の雇用等に関する法律」の施行により、雇用許可制が導入された。雇用許可制とは、単純技能外国人労働者について、期限を定めて正規の労働者として受け入れ、雇用契約を締結する制度である。本稿では、韓国社会における外国人の現状、外国人労働者受入れ政策の推移、同法制定の経緯、解説と合わせて、現行法全文の翻訳を掲載する。

【中国】中国で外国人に永住資格を付与

2004年８月に、中国において、一定の条件を満たす外国人に永住資格を与え、長期にわたって国内に滞在して活動することを奨励する制度が始まった。資格を認められるのは、中国国内で投資、経営、研究、技術開発等の実績を持つ外国人である。中国は、人口大国ではあるが、不足している高度な能力を有する人材の確保に、本格的に取り組み始めた。

主要立法（翻訳・解説）

【アメリカ】米国における個人情報保護の動向―個人情報窃盗対策を中心に―

米国では、個人情報窃盗（ID Theft）が、年々大きな問題となってきている。これは、個人情報を権限なく利用することにより、その個人になりすます犯罪一般をさす。この犯罪への対策は、州が先行し、連邦では、限定的な形で行われているにすぎない。第109議会（2005－06年）では、包括的な連邦法の成立には至らなかったが、議論の過程で、州や連邦の取組みが参照された。このうち、特に注目を集めた以下の取組みについて紹介する。それは、⑴金融機関に対する個人情報保護規制、⑵個人情報が漏洩した場合の被害者への通知、⑶社会保障番号の利用制限、⑷消費者信用報告の凍結の４点である。

【イギリス】イギリスにおける国民投票運動に対する公的助成制度

イギリスにおいて国民投票は、その結果が政府や議会を拘束しない諮問的なものと理解されているが、他方で、国民の意思を計る重要な手段だとも認識されている。こうした国民投票を規律する法律の一つとして、「2000年政党、選挙及び国民投票に関する法律」がある。本稿では、この法律のうち、国民投票に関する事項、特に、国民投票運動に対する公的助成制度を紹介する。

【ドイツ】ドイツの国家法規監理委員会法―法規による行政手続事務負担の軽減に向けて―

ドイツでは、「形式主義的行政手続の撤廃」をスローガンに行政改革が進められてきたが、このほど、企業や市民の行政手続事務の負担の軽減に焦点を合わせた新たな取組みが開始された。今回の取組みは、成功例として知られるオランダの手法を取り入れ、標準化された算定方法によって、法規に基づく情報提供義務の費用負担を算定し、軽減目標を設定するものである。また、監督機関として「国家法規監理委員会」を設置する。

【ベトナム】ベトナムの国会と立法過程

共産党一党支配体制を堅持しつつ、市場経済化と対外開放政策を推進しているベトナムでは、2001年に憲法や国会組織法等が改正され、最高国家権力機関である国会の役割を重視する「法の支配」体制が構築されつつあるといわれている。しかし、国家権力の「三権分業」体制の下、国家権力内の抑制と均衡は十分に機能しているとはいえない。さらに、国家権力の民主集中原則の下、立法過程において、国会の中に常設される国会常務委員会の任務と権限が突出しているのが現状である。

主要立法（解説）

【アメリカ】2002年アメリカ投票支援法の実施状況－電子投票制度導入問題を中心に

2000年大統領選挙における開票時の混乱を教訓として制定された2002年アメリカ投票支援法は、連邦の主導により投票制度の改善を図ることをつうじて、選挙に対する有権者の信頼を回復しよう

とするものであった。この法律にもとづき、連邦の財政的支援を得て各州で電子投票機の導入が促進された。しかし、この過程で電子投票機の安全性についての関心が高まり、各州で導入の見直しや安全性確保のための立法推進運動などが起きている。2006年中間選挙を終えて、この議論は連邦議会でも本格的に取り上げられるものと予想されている。

【韓国】韓国の基礎自治体議会―女性議員進出元年―

韓国では、2006年５月末の統一地方選挙から、広域自治体議会選挙においては既に実施されていた比例代表制（定数の10％）と女性クォータ制を、基礎自治体議会選挙に対してまでも広げた。その結果、全国すべての地方議会で最少1名の女性議員の当選が、制度上保障されることになった。今回の選挙で誕生した女性議員の多くは、初当選の上に、市民運動家や専門職の経験を有しており、地方議会活動に新しい風を吹き込むものと期待されている。